

一部の提出書類における押印省略について

令和3年4月23日

契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

◎テレワークの推進等の情勢に合わせ、航空自衛隊横田基地の契約に係る提出書類の一部について、押印省略及び電子メールによる提出を認めることとしました。

◎押印省略及び電子メールにより提出が可能となる書類名及び条件については、以下のとおりです。

◎押印省略については義務ではありません。押印省略によるデメリットについてもご理解頂き、ご判断下さい。（押印省略の場合、捨印が使用できなくなるため、書類に誤記等があった場合は再提出が必要となります。）



提出書類名	押印省略	電子メールによる提出	押印を省略する場合の条件
請書 略する場合、収入印紙の消印は署名			(継続的な取引関係にある事業者様) 提出書類に責任者及び提出担当者の氏名、連絡先を記載していること。(必要に応じて、電話等により書面内容の確認を行う場合があります。) (新規に取引関係に入る事業者様) 上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示及び写しを保管させていただきます。
入札書・委任状		不可	同上
見積書			同上
請求書			同上
納品書			同上



〒197-8503 東京都福生市大字福生2552

航空自衛隊作戦システム運用隊基地業務隊会計小隊

電話番号：042-553-6611 (内線2248)

電子メールアドレス：chesanaw7152@inet.asdf.mod.go.jp